

住 宅

事 業 名	内 容	お問い合わせ 申し込み
公 営 住 宅 の 入 居	<p>市営住宅や県営住宅などの公営住宅は原則として単身では入居できませんが、①身体障害者手帳の障がい等級が1級～4級の人、②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、③療育手帳の交付を受けている人のうち、単独で日常の生活を営むことができる人は、単身でも申込みをすることができます。</p> <p>また、下記に該当する世帯は収入基準が緩和されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい（1級から4級）のある人がいる世帯 ●精神障がい（1、2級程度）のある人がいる世帯 ●知的障がい（重度または中度程度）のある人がいる世帯 <p>※ ただし、優先制度ではありません。</p>	<p>市営住宅については、「広報ちくしの」及び市HPで募集のお知らせをします。</p> <p>筑紫野市管財課 管財担当 ☎ 923-1111</p> <p>福岡県住宅供給公社 福岡市中央区天神 5-3-1-3F ☎781-8029（県営住宅管理部管理課） ☎713-1683（福岡管理事務所）</p>
住 宅 改 造 費 の 助 成 (す み よ か 事 業)	<p>介助を必要とする障がい者が生活しやすいように住宅を改造する場合、その費用の全部または一部を助成する制度です。</p> <p>※ 事前の申請が必要です。</p> <p>【対象者】 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている市民税および所得税が非課税の世帯（別世帯も含む）で、次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの人 ●補装具の車いす等の支給を受けている人 <p>※介護保険対象者は介護保険が優先となります</p> <p>【助成対象工事】 玄関、廊下、階段、居室、便所、洗面所、台所、お風呂など在宅の障がい者が利用する部分に関する改造工事</p> <p>【助成額】 30万円を限度に助成</p> <p>※ 原則1つの住宅につき1回限り</p>	<p>筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 923-1111 Fax923-5230</p>